

## 公立大学法人周南公立大学が徴収する料金の上限の認可について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により、次のとおり公立大学法人周南公立大学が徴収する料金の上限を認可することについて、同条第2項の規定により、市議会の議決を求める。

令和3年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

区 分		単 位	金 額 (円)
入学検定料	学生	1 件	17,000
	科目等履修生	1 件	9,800
入学金	学生（市内者）	1 件	141,000
	学生（市外者）	1 件	282,000
授業料	学生	年額	535,800
	科目等履修生	1 単位	14,800
	教職課程履修費	1 種別・年額	20,000
手数料	学生証再発行	1 通	1,000
	在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書、卒業証明書、健康診断書、その他証明書	1 通	300
	追試験、再試験	1 科目	1,000
受講料	公開講座受講料	1 回	2,000
使用料（空調使用料を含む。）	教室使用料	1 時間	4,800
	体育施設使用料	1 時間	5,400

## 備考

- 1 市内者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
  - (1) 入学の日の1年以上前から引き続き周南市内に住所を有する者
  - (2) 入学の日の1年以上前から引き続き周南市内に配偶者又は1親等の親族が住所を有する者
- 2 市外者とは、市内者以外の者をいう。